

## 国民精神総動員運動と結婚改善運動 －ファシズム期富山の社会史(3)－

General mobilization of nationalism and Improvement movement of marriage

藤野 豊  
FUJINO Yutaka

はじめに

日中全面戦争勃発直後の1937年8月、第一次近衛文麿内閣の閣議決定で国民精神総動員運動(以下、精動運動と略)の開始が決まり、10月には国民精神総動員中央連盟が結成される。しかし、1939年3月に連盟は企画・指導権を否定され、さらに1940年4月には連盟も解消され、10月の大政翼賛会結成にともない、精動運動は翼賛運動に発展的解消をとげる。この転換について、荒川章二は、精動運動を日本のファシズム国家化の過程としてとらえ「官民相互協力から、民の官への従属、さらに民的組織活用の否定にいき着いた」と評し、さらに沖縄県の精動運動の分析をとおして、「精動・翼賛運動を貫く運動の基調は、民衆の意識・生活様式を強制あるいは半強制的に、画一的な皇民的日本人型につくり替えることであった」と指摘、その指標のひとつとして、年中行事・地域伝統行事の改編、風俗・冠婚葬祭・服装「改善」をあげている。<sup>(1)</sup> ファシズム国家は、国民の伝統的日常生活をどのように画一化し得たのか。小稿で結婚改善運動に着目するのは、荒川のこうした指摘を継承し、富山県の地域史での検証を試みるためである。

また、同じくファシズム国家化の過程として精動運動を重視する須崎慎一は、この運動が「民衆の平準化要求を、国家がある程度つかんでいくことを可能にした」と述べ、「国民服のような画一化が、平等化のような幻想を与えた」ことを事例に、それを「ファシズムのデマゴギー」と評している。<sup>(2)</sup> 結婚とは、家格・資産を誇示する場であり、その改善はまさに国民の「平準化」「平等化」幻想であった。小稿が、結婚改善運動に着目するのは、ファシズム国家による国民に対する「平準化」「平等化」の進行過程の検証を試みるためでもある。

もちろん、わたくしは精動運動のもとで国民の画一化、「平準化」「平等化」が円滑に進んだとは考えていない。精動運動が進める「生活様式の画一化」は「それがあくまでも社会的儀礼・建前の次元においてであって、社会的現実によって絶えず覆される可能性」を持っていたという北河賢三の指摘に同意する。<sup>(3)</sup> 結婚改善とは換言すれば結婚の簡素化であり、それは、1940年7月6日に公布され、翌7日から施行された「奢侈品等製造販売制限規則」(いわゆる「七・七禁令」)と揆を一にするものである。こうしたファシズム国家の国民生活の細部に至る統制はどの程度、成功したのであろうか。結婚改善運動の実態を明らかにすることは、精動運動の国民生活への浸透の程度を示すことにもなる。

なお、論を進める前に、改善の対象となった富山県の結婚の華美さについて言及しておこう。富山県で、結婚に際し「道具や衣装が豪華になってきたのは明治時代の終わりごろ」とされ、「それに伴い<道具送り>の儀礼や嫁方と婿方両方で花嫁仕度を披露する<箆笥改め>などの慣習も生まれ」、「式が自宅で行われている時は仏前結婚の様式だったため、現在特別のように行われている<仏壇参り>や、花嫁を訪ねて祝いの品物を持

って挨拶する<部屋見舞い>も極く自然に行われていた。挙式後、新婦が実家に里帰りする慣習である「チョーハイ」は「3～5日目に行われることが多く、20～30日間に及ぶこともあり、「お盆・正月また初産には長いチョーハイをし、生まれた子どもの育児用具や着物などをそろえて戻った」。また、「婿が初めて嫁の実家に招待されることを県西部ではウッチャゲと称し結婚式にも勝るもてなしを受けた」<sup>(4)</sup>。富山県のなかでも、結婚が特に華美であったとされる砺波地方では、嫁入りの数日前に親戚や近隣の女性を招いて祝宴を催す「デタチ」や、初めての「チョーハイ」後も節句・土用・盆・暮などに新婦の実家から婚家へ餅を届ける習慣もあった。<sup>(5)</sup>このほか、挙式しても婚姻届をすぐ提出しないことも多かったという。富山県では、精勤運動以前からこうした華美な結婚の改善の必要が唱えられていたが、そうした過去を背景に、精勤運動の生活改善の一環として結婚の改善が重要な課題に浮上する。

石川弘義は、国家による性管理の事例として、新郎新婦ともモンペ姿、花嫁道具は夜具と医療道具とスフのモンペ2着という「大陸花嫁」の結婚式を報じた1938年5月10日付『東京朝日新聞』記事を紹介している。<sup>(6)</sup>たしかに、簡素な結婚式は時局の要請であった。しかし、結婚改善は単なる儉約のみが課題ではなかった。前述したように、国民生活の画一化、「平準化」「平等化」というファシズム幻想の一環をも担っていた。小稿はここに着目する。

もちろん、精勤運動下における結婚改善の強調は富山県のみの特徴ではない。しかし、国民精神総動員中央連盟の機関紙『国民精神総動員』紙上に結婚改善関係の記事が初めて登場するのは1939年10月発行の第34号であるのに対し、富山県では1937年の日中全面戦争勃発前後から知事が先頭に立って結婚改善を提唱し、実践に移っていた。県当局のこうした積極性を見る限り、結婚改善を富山県における精勤運動の顕著な特徴とみなすことができよう。

## 註

- (1) 荒川章二「国民精神総動員と大政翼賛運動」(由井正臣編『近代日本の軌跡』5巻、吉川弘文館、1995年) 139～140頁・161頁。
- (2) 須崎慎一『日本ファシズムとその時代 天皇制・軍部・戦争・民衆』(青木書店、1998年) 348頁。
- (3) 北河賢三「戦時下の世相・風俗と文化」(藤原彰・今井清一編『十五年戦争史』2巻、青木書店、1988年) 236頁。
- (4) 塩原紘栄「結婚慣習」(富山大百科事典編集事務局編『富山大百科事典』上巻、北日本新聞社、1994年) 577～578頁。
- (5) 砺波市郷土資料館編『砺波地方の嫁入り展』(1998年) 2～3頁。
- (6) 石川弘義「性」(南博・社会心理研究所編『昭和 문화』、勁草書房、1987年) 151頁。

## 一 結婚改善運動の前提

1922年、富山県学務課は、県下の各郡と富山・高岡両市の小学校長を臨時委員に依嘱し「地方の風俗習慣調査」をおこない、各小学校長会区域を単位として「結婚、葬儀、祭礼、宴会、贈答、訪問、接客、送迎、年賀、回礼、時候見舞其他の年中行事等に亘り詳細調査」した。ここには結婚をめぐる習俗についても克明に記され、華美であると言われる富山県の結婚の実情を窺い知ることができる。以下、その調査による結婚披露宴についての事例をいくつか紹介しよう。

例えば、下新川郡入善地方では、披露宴に臨んで「主人側にありては客をして乱酔せしむるを以て礼とする風習あり宴進むに従ひ二の膳三の膳に移るかくして往々暁に及ぶこと」があり、同じく下新川郡の泊地方については、次のように記されている。

下流社会は簡単にして輿入の夜親戚一同居並び祝言と共に宴を張るもの多く酒二升と豆腐二三丁位で済すものさへあり、されど、中流以上になれば輿入当夜は新婦新郎を初めとし親代媒酌人重なる親戚と人足とに本膳を供し翌日は休息し三日目は三つ目と称し嫁方の親戚見舞に來り之を饗宴し四日目は親類知人を招

き五日目は出入人を招く等饗宴数日に亘り歓声四隣を震はしむ 饗応には交杯瀕りに行はれ「大ムサシ」と称し一升入乍のものを順杯するなど酒池肉林の大騒ぎをなし「草鞋酒」と称して茶碗又は木椀にて門口にて酒を浴びせかけ道路に倒れしむるを名誉とする弊さへあり 七日目には赤飯を下流社会は親戚へ中流は普く一般知人へ資産家は町内へ配る 以上の経費用少きも廿円以上多きは数千円に及ぶものさへあり。披露宴は2日目の休息をはさんで5日に及んでいる。

また、砺波地方では、結婚後の新婦の実家から婚家への訪問贈答についても記されている。それによれば、東砺波郡出町地方では、新婦側は結婚3日目の三つ目で、分限上の者は餅米3升と酒肴を、分限中の者は餅米1俵と酒肴を、分限下の者でも餅米1斗と酒をそれぞれ婚家に贈らねばならず、さらに7日目の七つ目では、分限上で餅10重、分限中で同5重、分限下で同1櫃を、そして11日目の十一目にも分限上で饅頭または餅10重、分限中で同5重を、やはり婚家に贈らねばならなかった。もちろんこれ以外に、結納、輿入れ(嫁入り道具の準備)、饗宴の費用などが加わり、出町地方での結婚にかかる費用は上流が3000円以上、中流で500円以上、下流で70円以下とされている。

郡部のみならず、富山市でも結婚の華美さは変わらない。その披露宴について以下のように記されている。

多くは当夜は極めて親近の人々と媒酌人とのみにて両親嫁等を上座に据えて饗応をなす……(中略)……更に翌日若くは翌々日等に於て親戚朋友等を招きて披露宴を開く宴会費用一人に付少くも拾円以上まゝ数拾円以上に上るものありといふ 輿入後三日にして三つ目と称し里帰りをする習慣あり往復衣裳を改めなど見えをはる風あり此の時御土産物と称し鮮魚及び饅頭を贈答すこれ親戚知人近隣等へ配分するがためなり。(1)

表(1) 結納費・輿入費・披露宴費の年収に対する平均割合(%)

市 郡	結納費(婚家側負担)	輿入れ費(新婦側負担)	披露宴費(婚家側負担)
上新川郡	1.8	4.0	2.0
中新川郡	1.5	4.8	1.7
下新川郡	1.1	5.4	1.5
婦負郡	1.2	5.7	1.3
射水郡	6	5.7	1.3
氷見郡	6.7	3.4	1.2
東砺波郡	1.6	7.0	2.8
西砺波郡	1.4	7.7	2.5
富山市	1.2	5.5	1.4
高岡市	1.5	5.5	1.5

(出典：富山県学務部社会課編『富山県の婚姻状況』、1929年)

このように、この調査の結果を見ると、県下全域にわたって華美な結婚の習俗が存在していることが確認できるが、それは歴史的に形成、継承されてきたものであり、一概に「弊風」とみなすことはできない。これに対し、富山県がそれを「弊風」とみなし、その改善を奨励するのは1920年代の慢性的不況のなかであった。

富山県学務部社会課は、「本県に於ける婚姻に関する弊風改善の資料」とするべく1927年中に県内で結婚式を挙げた五千余件に対して「婚姻年齢及経費等の調査」「婚姻に関する一般的風習調査」をおこなっている。

それによれば、初婚で嫁入りの場合の結納・輿入れ・披露宴の年収に対する平均の割合は表(1)のようになる。これを見ると、砺波地方では、新婦側が負担する輿入れ費は年収の70%にも達し、また、婚家側でも結納費と披露宴費とで年収の40%前後を負担している。他の地方では、結婚における負担は新婦側で年収の50%前後、婚家側で30%以下ということになる。この結果について、県社会課は「結納費は一割以内、輿入れ費は三割まで、披露費は一割五分以内を超過せざることゝせば誤りなきに近いものではあるまいか？」と批評している。輿入れ費については県の理想と実態とは大きな開きがあった。

具体的な金額においても、輿入れ費については最低5円から最高2万円までの格差が、また、披露宴費につ

いても最低で2円、最高で1万円という格差があり、社会課は「これ貧富の別、生活程度の高下等に因る等差であつて止むを得ない処であるが、一代又は一年を通じて数度用ふるに過ぎない衣服の為に万金を投じて、之れが手入れのみに、これ日も足らぬといふ有様に陥らしめることは戒心反省を要する事柄であると謂はねばならぬ。もしそれ一夕の宴に空費従消する披露宴に万金を投じて省みぬといふに至つては言語に絶するものと謂ふべきである」と、慨嘆している。

そして、社会課は「婚姻に関する弊風と之れが改善に付ては、以上の如き本県の実状に基き、已に婦女会や町村実行規約の設定等によりて高唱力説されつゝあることであるが、その結果の著しく見る可きものゝなく、その改善の跡遅々として進まぬ事はそれぞれ原因のあることであらうが、要は敢為なる断行心に於て欠くる所があると見るべきである」と結論付けている。

社会課が示した「婚儀改善標語」には「婚儀は厳粛費用は緊縮」「調度は質素に婚儀は簡易」「一荷の衣裳より心の支度」「節約の実を婚儀で示せ」「無駄のないのが良い婚礼」「娘に着せて家はだか」と記されている。  
(2) こうした結婚の改善の必要性は、この後、昭和恐慌に突入するなかで、より一層高まっていく。1935年、県立砺波高等女学校教諭の中島フサエは、砺波地方の結婚の習俗について「由来婚姻に就いては、越中は仲々豪華だといはれ、殊に砺波地方は之れが甚しいとされて居る。『娘三人持てば身代限りをする』とこの地方で伝承されて居ることも、婚姻に際し、普通農家の如きすら一ヶ年の収入金額に相当する費用をかける場合が多いといはれてみれば、流石とうなづかれることではないか。又婿方でも婚礼を機会として、大にしては家屋の新築をなし、小にしても部屋々々の改良模様換へ等を試みるのが普通とされた。殊に挙式当日の御馳走は更なり、嫁方人足への引出物の大小多寡に、自家の身上を誇る如く、不相応の虚勢を張るのが普通であつた」と述べた後、「ところが人智の向上と昭和初頭の経済変転期を限りとして、順次生活改善の聲が高まって来て、結婚改善同盟会等も各地に起り、厳粛にして簡素な結婚式が唱道され、現下非常時に際し国策的にもこの方式に順応せんとして居る点が伺はれて、頼母しく思はれるのである」と、結婚改善がようやく軌道に乗りつつある状況を伝えている。(3) まさに、満州事変勃発以後の「非常時」が結婚改善の気運を促していた。

#### 註

- (1) 富山県学務課編『教育二関スル調査』2輯(1923年3月) 巻頭・89頁・100～101頁・187頁・287頁。
- (2) 富山県学務部社会課編『富山県の婚姻状況』(1929年) 巻頭・6頁・8頁・26頁。
- (3) 中島フサエ「婚姻の風習」(土肥宇三郎編『砺波の習俗』、富山県立砺波高等女学校郷土研究室、1935年 倉石忠彦・高桑寿史・福田アジオ・宮本袈裟雄編『日本民俗誌集成』11巻、三一書房、1996年) 472頁。

## 二 富山県結婚改善同志会の結成

まず、表(2)を見てみよう。これは富山県学務部社会課の渡辺以信が1936年度における県内郡部の嫁入りの場合の結婚費の年収に対する割合をまとめたものである。数字は平均したものと考えられる。これを見る限り、必ずしも結婚改善の成果はあがっていない。昭和恐慌下、県内各地に結婚改善同盟が組織されたとは言うものの、年収に対する結婚費の負担は高まっている。恐慌により年収は減少しても、結婚の費用は削減されなかったということになる。砺波地方では、新婦側の負担は生活状態を問わず、年収の90%前後に達している。「非常時」は、結婚改善の気運を高めたものの、それを実現するには至らなかった。

そこで、1937年6月、富山県知事土岐銀次郎は結婚改善に関する「告諭」を發布し、「生活ノ合理化ニ依リ冗費ヲ節約シ収支ノ調整ヲ計ル」ため「結婚ニ伴フ諸種ノ弊風ヲ一掃シテ簡素厳粛ナル様式ヲ樹立シ県民負担ノ軽減ヲ計ルコトコトハ本県ノ実情ニ照シ最モ喫緊事ナリ」と述べ、さらに言葉を続け、結婚とは家族制度の確立と生殖を通して国家社会に貢献する人生の要儀であるという理解に立って「本県ノ実情ハ古来ノ因習ト弊

風ニ禍サレ結婚ノ本義ヲ忘却シテ徒ラニ形式ニ  
ノミ流レ豪華ヲ競ヒ華美ヲ術フノ弊著シク為ニ  
分度ヲ超工良習ヲ害シ質実ヲ度外視スルカ如キ  
悪習慣久シク、遂ニ今日大多数県民ガ多額ノ負  
債ヲ抱キ其ノ整理回生ニ鳩首苦慮スルノ素因ヲ  
ナスニ至レリ」と結婚改善の必要を訴えた。そ  
して、結婚改善は「過去数十年ニ亘リ時々計画  
セラレタル所ナルモ実績ノ見ルヘキモノ少キハ  
遺憾」として、「県ニ富山県結婚改善同志会ヲ  
組織シ市町村ニ市町村結婚改善同志会を設置シ  
両者相呼応シテ拳県ノ一大運動ヲ為スコト」を  
宣言した。<sup>(1)</sup> それまで、市町村レベルで個々  
におこなわれてきた結婚改善運動を、県の強い指  
導力のもとに統合し、その成果をあげていこう  
という趣旨である。この「告諭」を受けて、6  
月26日、県下市町村の社会事業主任協議会が開  
かれ、結婚改善の実行について「富山県結婚改  
善同志会の趣旨に対し全幅の賛意を表しその普  
及徹底に努む」「市町村結婚改善同志会並に市  
町村結婚相談所の事業を支援し以て改善結婚の  
実行化に協力し結婚者の招福と市町村自治の健  
全なる発達に寄与せんとす」という二項目を申  
し合せた（『富山日報』1937年6月26日）。

富山県結婚改善同志会の正式発足は7月とな  
るが（『大阪朝日新聞』富山版、1939年5月21日）ここで、結婚改善同志会の組織の概要を見ておこう。まず、  
県の結婚改善同志会であるが、規約上、「結婚ニ伴フ弊風ヲ除去シ結婚ノ本義ヲ明ニシ新時代ニ適合スル結婚  
慣習ヲ樹立スル」ことを目的に事務所を県庁に置き、「未婚ノ男女ヲ有スル家ノ代表者ニシテ本県ノ結婚改善  
標準ニ準拠シテ規定セラレタル市町村ノ申合せ要項ノ実行ヲ誓約セル者」を正会員に、市町村結婚改善同志会  
長と「結婚改善ニ理解アル有識者ニシテ本会長ノ推薦シタルモノ」を特別会員にすることとしていた。会長は  
知事、常務理事は県学務部長、評議員には「県部長、県会議長、市長、町村長会、農会、産業組合、教化、青  
年、婦人其ノ他団体ノ代表」などが就任した。組織を見ても、県主導の官製団体であることがわかる。

また、市町村の結婚改善同志会も、規約上、事務所をそれぞれの市役所・町村役場に置き、会長には市町村  
長が就任し、市町村に在住の「未婚ノ青年男女ヲ有スル家ノ代表者」で県の同志会に加盟している者を正会員  
に、そして市町村の「各種団体ノ代表者、区長、青年団及婦女会幹部並ニ結婚改善ニ理解アル有識者ニシテ会  
長ノ推薦シタルモノ」を特別会員にすることとなっていた。

さらに、市町村には結婚相談所も設置される。これも規約上、事務所は市役所・町村役場に置かれ、「結婚  
媒介並ニ結婚ニ伴フ弊風ヲ除去センカ為住民ノ結婚相談ニ関スル一切ノ業務ヲ処理シ之カ相愛招福ノ助長ト市  
町村自治ノ健全ナル発達ヲ図ル」ことを目的にしていた。要するに、これは市町村長のもとに設置された結婚  
に関する「調査機関」であり、調査には小学校長・方面委員・婦女会長・青年団長が当たり、さらに求婚の仲  
介や、配偶者の斡旋までも手がけることになっていた。配偶者斡旋の方法は「各人ノ申込ヲ待タスシテ結婚ヲ  
慾ムルコトモアル」という強引なもので、「結婚改善同志会員中ヨリ求婚票ヲ徴シ相手方ノ性格、素行、身体、

表（2）結婚費の年収に対する平均割合（％）

郡	生活状態	新婦側の費用	婚家側の費用
上新川郡	上	109.0	49.1
	中	76.4	59.2
	下	79.5	59.9
中新川郡	上	53.0	26.2
	中	71.4	49.2
	下	83.5	46.2
下新川郡	上	56.3	26.1
	中	55.4	27.5
	下	67.3	33.6
婦負郡	上	68.4	49.8
	中	65.9	47.8
	下	68.1	39.1
射水郡	上	82.0	52.4
	中	73.5	48.0
	下	70.2	41.3
氷見郡	上	88.4	49.0
	中	76.4	50.6
	下	61.0	33.0
東砺波郡	上	87.2	38.5
	中	86.3	39.7
	下	96.5	44.8
西砺波郡	上	96.6	33.7
	中	95.3	46.8
	下	87.7	48.0
平均	上	76.3	38.6
	中	73.9	45.2
	下	76.9	43.0

（出典：渡辺以信「国民精神総動員具現策としての結婚改善運動」、  
『社会』7巻11号、1937年11月）

容貌、年齢、職業、学歴、家庭、健康状態等」について調査したうえで縁談を成立させるという方針を示していた。計画通りに進めば、富山県結婚改善同志会 市町村結婚改善同志会 市町村結婚相談所という結婚改善の指導と実践網が県下を覆い尽くすことになる。

次に、県結婚改善同志会が作成した「富山県結婚改善標準要綱」を見ておこう。ここでは、挙式は「可成神仏前等二於テ行ヒ且ツ厳肅簡素二行フコト」が求められ、披露宴は1日かつ1回とされ、「饗宴八努メテ簡素トシ精神的意義ヲ重シ料理ハ宴席二於テ飲食スル程度」に止め、「新嫁ノ衣裳替ヲ為サヽルコト」「所要時間ハ二時間以内トシ午後十一時以前ニ終了スルコト」と制約された。費用についても、結納は年収の5分以内、結婚費は年収の3割以内と制限されていた。<sup>(2)</sup>

こうして、富山県主導のもとに結婚改善運動が開始され、富山県結婚改善同志会は、最初の活動として、県民から結婚改善標語を募集、これには1158通の応募があり、「晴の結婚冗費で曇る」が1等に選ばれるが(『越中新聞』1937年7月18日) まさにこうした時、7月7日に日中全面戦争が勃発、8月24日、第1次近衛文麿内閣は「挙国一致」「尽忠報国」「堅忍持久」を掲げた「国民精神総動員実施要綱」を決定、10月12日には国民精神総動員中央連盟を結成して精動運動を開始、「非常時局」に直面した生活の刷新を国民に求めたのである。

富山県でも、すでに8月24日、県連合婦女会は「富山県聯合婦女会時局対策評議会申合せ実行要目」を決定、「銃後ノ護リノ完全ヲ期スル」ため「今後ノ年中行事、不定例行事(結婚、元服、還暦等)ハ出来ルダケ精神的ニトヽメ冗費ヲ節約シ其等ニ依リテ生シタ剰余金ハ派遣軍人並ニ遺家族ノ慰問ニ充テル様不断ノ努力ヲ致シマセウ」と県下の女性に呼びかけた。ここに、結婚改善の実践は日中戦争下の喫緊の課題として再認識されたのである。そして、9月7日～8日、中学校・小学校・青年学校長会議で土岐知事は「結婚改善ニ関スル件」として、「本県ニ於ケル結婚様式ハ徒ニ形式ノ華美ニ趨リ之ニ要スル臨時的費用ハ県民ノ個人経済ニ著シキ影響ヲ及ボシ県民経済逼迫ノ重大ナル素因ヲナシツツアル事ニ鑑ミ之ガ根本的改善ヲ講ズルコトハ県民経済更生上特ニ今日ノ非常時局ニ於テ極メテ緊要ノ事ニ属ス」と指示した。

この後、9月28日に土岐知事を会長とする富山県国民精神総動員実行委員会が結成され、同委員会は10月6日、知事に「国民精神総動員実施計画要綱」を答申し、「日本精神発揚ノ為ニスル社会風潮ノ一新」として「勤儉力行」「生活ノ刷新」「享楽ノ節制」をあげ「冠婚葬祭等虚礼廃止特ニ結婚改善同志会ノ活動並趣旨ニ共鳴支持」を明記していた。<sup>(3)</sup> こうして富山県結婚改善同志会は精動運動の一環に組みこまれ、秋の結婚シーズンを前に、富山市西町の宮市大丸富山店で、改善結婚調度品展覧会を開くなど(『越中新聞』1937年10月5日)、本格的に始動していく。

富山県学務部学務課長寺中作雄は、精動運動における市町村の役割として「市町村内紛争の解決」「町村合併の断行」「市町村財政の確立」とともに「地方的弊習の打破」をあげ、「今回の事変を契機に銃後の国民の義務たる地方更生の第一着手として是非とも打破したい弊習は即ち冠婚、葬祭其の他の諸催の為に夥しい冗費の消費される風習である。目下結婚改善の問題が取上げられ、結婚改善同志会の活動が漸く其の緒に就かんとしてあるが、之が単なる掛声に終つて了はねば幸である」と憂い、「半公共的な諸記念事業や諸会合等に於て質素儉約の印象を町村民に植えつけ、従つて町村民の私的な冠婚葬祭の儀礼に其の精神を浸潤せしめることが最も捷徑である」と、結婚改善が精動運動上、重要な課題であることを強調している。<sup>(4)</sup> また、富山県町村長会副会長の麻生正蔵も精動運動の課題として「生活の刷新」をあげ、「本県に於ける時間励行、結婚改善の如き、其最も大なるもの」と指摘している。<sup>(5)</sup>

こうした新たな状況を受けて、県社会課に事務所を置く富山県社会事業協会は、11月発行の機関誌『社会』7巻11号を結婚改善の特集号とし、巻頭言において「於茲強く吾人の脳裡を鞭打つものは本県に於ける結婚に伴ふ諸種の弊害である。吾れ等は此の時局に直面して県民が久しく待望して実行し得ざりし此の悪風を敢然として断行し小くは個人生活の経済更生の素地ならしめ大きくは国力の増大に資し以て国難に応じ得る実力を養成しなければ国民精神総動員運動の趣旨に副はざる結果となり皇軍の労苦に対して申訳が立たない」との決意

を示した。(6)

以下、同号には医学博士橋本寛敏「結婚の意義と未婚者の心得」、吉田久「結婚の改善について」、社会教育課藤田訓二「結婚改善に就て」、経済更生課高田庸将「結婚改善上の一考察 附遺伝の重要性について」、社会課渡辺以信「国民精神総動員具現策としての結婚改善運動」などの論稿が掲載され、さらに「新時代の女性を代表する県下女学校生徒の結婚改善に対する所感」も紹介されている。

このうち、吉田久は射水郡大島村の婦女会員で、すでに1923年1月に、同村婦女会が主唱して「早婚を避け」「嫁入支度は極く質素にしませう」「結婚の披露は極く簡略を旨としませう」など10項目の結婚改善の実行を県下の婦女会員に呼びかけたことを回顧し、「今や早婚の弊は解消され、他の弊風も追々改められつゝあつたやうでありましたのに、近時又々逆戻りするのではありはしないかとの傾向さへ見受けられて来ました」と、「非常時」にもかかわらず、結婚改善が実現できていない現実を認めている。吉田は、結婚費について「富山県はそれの全国第一位を占めてゐる」として「わが県では生活改善とは結婚の改善であると一般に考えられてゐるのも当然すぎるほど当然のこと」とも述べているが、まさにこうした現実が富山県結婚改善同志会を生み出させたのであった。(7)

次に、社会教育課の社会教育主事藤田訓二は、理想的な結婚の具体像を示している。藤田は、結婚改善の要点として「無責任な媒酌を避け誠意あり責任ある媒酌によること」「調査を十分にして結婚後に破綻を生ぜしめぬ様にする事」「結納は成るべく現金として金額を少なくすること」、結婚費は「年収の三割とかいふ標準を設けること」、披露宴は「午後十時を越えない様にしたい」という五点をあげている。特に、第二点の身元調査については「本人の性格体質智能学歴趣味嗜好容姿年齢 家庭に関しては家族資産職業家風血統宗教をよく正すことが大切」とし、後述する「優生結婚」の視点も示している。(8) ここで示された、結婚費は年収の3割という基準と現実の数字との間には大きな差があった。

さらに社会課の渡辺以信は、「本県の経済更生計画中先づ以て力点を置くべきは結婚の改善である結婚の改善が断行せられない以上経済更生計画は実行性が乏しいと云つても過言ではない」とまで言い切り、具体的な結婚改善運動の展開方法について論じている。渡辺は、それまでの運動について「県に於ては単に生活改善の一事項として之を奨励するに止まり町村に於ては之が改善の必要性を痛感する役場当局や一部の識者熱心家のある所は町村を単位として実施せられて来た」ので「一方の町村に於ては非常な熱意を以て之を改善し様とするに反し他の町村に於ては之を省みないと云ふ状態にあつて全県的な統制と普遍的な改善標準がなかつたので多くは失敗に終つた」と総括し、これに対し今回の改善運動は「全県下を対象とする富山県結婚改善同志会を設け知事を会長に戴き庁内関係部課長県会議長市長町村長会長及農会、産業組合、教化、青年、婦人団体の代表者並に本運動に理解ある有識者等全県の代表者を網羅して真に実行性ある中央団体を組織し一方市町村には市町村を単位とする市町村結婚改善同志会を設け県の同志会は奨励指導統制機関として実行化の普及に当り市町村の同志会は実行機関として直接の改善に当り両者呼応協力して改善化を計る」ものであると説明し、全県下にまたがる組織の統一性を強調した。

すなわち、「富山県結婚改善同志会ノ指導奨励方法」によれば、県同志会は「結婚改善ニ関スル葉ノ印刷配布」「ポスター、標語ノ印刷配布」「結婚改善ニ関スル講演会ノ開催」「結婚改善ニ関スル市町村懇談会ノ開催」「模擬結婚式ノ公開」「映画ニヨル趣旨ノ宣伝普及」「優良改善市町村ノ表彰」「結婚式ニ対シ知事ノ祝辞贈呈」「結婚改善時報ノ発行」「結婚改善ニ関スル市町村事務主任者協議会ノ開催」「男女青年団ニ対スル奨励」「改善標準調度品ノ展覧会ノ開催」などの事業をおこない、「市町村結婚改善同志会ノ実行方法」によれば、市町村同志会は「市町村結婚改善実行要目ノ決定」「部落懇談会ノ開催」「正会員ノ募集勧誘」「改善実行要目ノ実施奨励」「改善実行委員ノ設置」「市町村結婚相談所ノ設置」などの事業をおこなうこととされており、両者を比較すれば、指導統制機関である県同志会に対し、市町村同志会は実働機関であることが理解できる。

渡辺は、こうした組織を説明した後、「愈々十一月ともなり結婚季節に入ることゝなつたので速かに市町村

の同志会を設置し具体的改善事項を定めて今後の結婚は細大洩らさず改善標準に従って実行したいのであるが丁度支那事変が突発し市町村に於ても県民の方々に於ても応召軍人の歓送慰問銃後後援の事業等に忙殺せられ少数の町村を除いては組織迄に至つて居られないが市町村に於ては先づ以て同志会を組織して役員会を定め県民に本運動の趣旨を伝え正会員を募集して此の結婚期に於て結婚する者は必ず実行せしむる方法を講じて戴きたい」と要望した。まさに県が上から市町村同志会を組織していこうとする姿勢が示されている。

そして、最後に臨み、渡辺は、結婚改善により「疲弊せる農山漁村の経済更生施設の大きな部問が解決せらるゝことゝもなり大きくは日本民族の資質の向上ともなり国家の隆昌発展を期する基地ともなる」と力説しているが、ここで結婚改善の課題を経済更生のみならず、「日本民族の資質の向上」にも置いていることは注目される。<sup>(9)</sup>これに関連して、経済更生課の高田庸将の論稿にも目を向けておこう。これは「悪質即ち犯罪、癡狂、痴呆症等も遺伝から来ることも決して尠しとせないのであるから、結婚問題の重要性は、今日八釜しく云はれてある貧富、容貌等より以上に、配偶の血族遺伝等は特に留意すべきものと思ふ」と述べ、「優生結婚」を奨励するものである。<sup>(10)</sup>結婚改善の主たる課題は経済更生にあったが、「優生結婚」についてもそのなかで論及されていたのである。<sup>(11)</sup>

さて、このようにして1937年10月頃に富山県では全県的に結婚改善運動が開始され、「結婚改善のポスターが、到る所に貼られて、その必要がやかましく叫ばれ」るようになった。<sup>(12)</sup>しかし、県の積極的姿勢に反し、結婚改善運動は「県が笛吹けど踊らぬ」という現状で、10月に入っても市町村の同志会はひとつも設立されなかった。また、この時点では、結婚改善の趣旨は県民に浸透していなかったと言える。そこで、県は「半強制的」とも言える姿勢で、市町村に結婚改善同志会の設立を強く求めていく(『越中新聞』1937年10月9日)

こうしたなか、11月20日に高岡市の日本メソジスト教会で挙式する予定だった氷見郡稲積村の男女が改善結婚をやりたいと県に申し入れ、土岐知事はこのふたりに祝辞を送ることになり(『越中新聞』1937年11月19日)あるいは12月には、東砺波郡南山田村の産業組合婦人連盟が1組7円で足りる結婚式の実施を決め(『越中新聞』1937年12月2日)そのために同村産業組合は城端駅前に事務所を兼ねた結婚式場を建設するなど(『越中新聞』1937年12月28日)結婚改善への共鳴者も現われ、さらに11月以降には県の要請により町村の同志会も次々と生まれ、結婚改善運動の実績もようやく上がっていく。そして、1938年に入ると結婚改善は全県的な展開を見せていくことになる。

## 註

- (1) 富山県・富山県結婚改善同志会編『結婚改善の栞』(富山県立公文書館所蔵「近代資料」367・1・ア)、1頁。
- (2) 同上書、5～12頁。
- (3) 富山県編『国民精神総動員実施概要』1輯(1940年2月)、56頁・82頁・352～353頁。
- (4) 寺中作雄「国民精神総動員に於ける市町村の役割」(『富山自治』132号、1937年11月)、23～24頁。
- (5) 麻生正蔵「国民精神総動員と町村民の覚悟」(『富山自治』136号、1938年3月)、7頁。
- (6) 渡辺生「巻頭言 速かに結婚の改善を敢行して時局に対応する実力の養成を企画せよ」(『社会』7巻11号、1937年11月)、1頁。
- (7) 吉田久「結婚の改善について」(同上書)、10頁・13～14頁。
- (8) 藤田訓二「結婚改善に就て」(同上書)、18頁。
- (9) 渡辺以信「国民精神総動員具現策としての結婚改善運動」(同上書)、26頁・31～34頁。
- (10) 高田庸将「結婚改善上の一考察 附遺伝の重要性について」(同上書)、21頁。
- (11) 日本赤十字社では、日本民族衛生学会と共催により1933年11月4日より東京・芝公園にある赤十字博物館で「結婚衛生展覧会」を開催した。その趣旨は「意義ある結婚」とは「一般衛生学並に優生学の見地より、慎重にこれを検討することが、第一義」であるとして、展覧会をとおして「結婚と云ふ最も大切な問題を、単に愛情や常識のみに一任しないで、いま少しく科学的に取扱つて、在来の誤つた観念を矯め、正しい道に進ませること」にあった。すなわち、優生学の視点に立ち、遺伝を重視した結婚の奨励である(『赤十字博物館報』12号、1934年2月、3頁)。当時、日本民族衛生学会は1933年6月20日に東

京・日本橋の白木屋百貨店に優生結婚相談所を設置し、さらに日本民族衛生協会に改組した後の1935年12月7日には姉妹団体として日本優生結婚普及会を設立するなど、「優生結婚」という視点からの結婚改善運動を進めていた。

なお、「優生結婚」については、藤野『日本ファシズムと優生思想』（かもがわ出版、1998年）164頁～176頁を参照。

(12) 稲生静子「結婚改善について」(『社会』7巻11号) 50頁。

### 三 精勤運動・翼賛運動と結婚改善運動

1938年1月段階で、結婚改善同志会が結成されていたのは1町23村に過ぎず、富山・高岡両市と上新川郡はまったく未組織であった。県としては2月11日から始まる第2回国民精神総動員強調週間中には「少くとも県下の市町村数の半ば以上に設立せしめる方針で馬力をかけること」になり(『越中新聞』1938年1月13日)、1月22日、富山市では1校下単位に結婚改善同志会を設立するよう、山崎定義市長から各小学校長・町総代に依頼し(『越中新聞』1938年1月23日)、高岡市でも2月8日、市長・社会課長・各校下婦女会長・愛国婦人会幹部・教化団体長・方面委員・各小学校長らが出席して結婚改善同志会結成を決定、12日に結成式を挙行(『越中新聞』1938年2月10日)、500名余の会員を獲得している(『越中新聞』1938年3月15日)。

こうして、同志会未組織であった富山・高岡両市にも県の強い要請により組織が生まれる状況になるのだが、富山市では、その後も「一校下にも結成を見るに至らない」ため、3月8日、各校下婦女会長・町総代を市役所に集め、「先づ富山市全体を一丸とした結婚同志会を結成し、それより各校下に分会を設立する」ことに方針を変更せざるを得なくなる(『越中新聞』1938年3月10日)。

一方、県では2月8日～9日、県下10か所で婦人団体長320名を集めて「結婚改善運動ノ徹底強調」を目的とした協議懇談会を開催、続けて2月11日から始まる第2次国民精神総動員強調週間の第2日の2月12日を「生活刷新ノ日」として「冠婚葬祭二件フ冗費節約実行」を課題に掲げ、この日、県庁では各課長が協議し、「庁員で二十六歳以上のものに対しては各課長が斡旋して結婚を行はしめ理想的の結婚式をあげしめること」「結婚式の費用は課長が相談に乗って冗費をはぶかしめること」を申し合わせている(『越中新聞』1938年2月13日)。さらに、2月26日には県学務部長・総務部長より市町村長・学校長・婦女会長に「国民精神総動員運動ニ於ケル家庭実践項目」について通牒を発するが、「実践十三要目」のひとつとして「婚礼、葬儀、その他の家庭の行事は質素厳粛に行ひませう」という項目が記されていた。

日中戦争が2年目に突入した7月21～27日には第1次国民精神総動員経済戦強調週間が設けられ、24日は「生活改善ノ日」とされ、「冠婚葬祭ノ簡易化」とともに「結婚改善同志会未組織ノ市町村八此ノ日ニ必ず結成ノ運トナスコト」が目標として掲げられた。この目標は達成できなかったが、8月には「富山県戦時国民生活実行要項」が定められ、ここでは「富山県結婚改善標準要綱」を基本的に踏襲した結婚改善についての詳細な規定も設けられ、結婚改善同志会未設置の市町村への同志会結成が急がれていた。(1)

このように、富山県当局は、精勤運動のなかで結婚改善を進めようとしていたが、これに対し、実際の結婚改善運動はどのように展開したのであろうか。県内各地の動向を見ていこう。

富山県結婚改善同志会が結成されて間もない1937年11月初旬、まず下新川郡の荻生村結婚改善同志会が発会式を挙行した。これは「村長、小学校長、青年団、婦女会などの肝煎」により結成されたもので、発会式には「婚期の子女をもつ親たち三百余参会、神前に改善の申合せをした」。11月10日には東砺波郡東野尻村でも同志会の発会式を予定し、さらに同志会の発会式にまでは至らぬまでも「結婚改善同盟結成の村」は中新川郡三郷村、下新川郡上野方村、婦負郡吉里村、同郡山田村、射水郡大島村、同郡片口村、氷見郡阿尾村、東砺波郡梅檀野村の8村に及び、これらの村では「結納品はなるべく料<sup>マツ</sup>金として年所<sup>マツ</sup>復の三割以内とすること、嫁入支度、式人費、土産物等は一切を年所得の三割以内で処分すること、宴会は当日一日とし三ツ目、五ツ目などは富者といへども廃すること、酒は無理強いせず午後十一時限りでお開きとすること等々その他朝拝、付け届けの廃

止など従来の弊風が遺憾なく打破されてゐる」と報じられた(『北陸日日新聞』1937年11月9日)。

1938年に入ると、西砺波郡でも結婚改善運動が進展する。同郡の農会・農村文化協会・経済更生委員会・町村長会が共催して5月15日に石動町の元郡庁舎会議室で郡内の町村長・小学校長・町村婦人会長・小学校首席女訓導らを集めて結婚改善協議会と仏式結婚講習会とを開催することになる(『富山日報』1938年5月9日)。特に、仏式結婚講習会は婦女会員がモデルとなり模擬結婚式を実演するもので、「西砺波の豪華結婚閉出し」が叫ばれた(『大阪朝日新聞』富山版、1938年5月12日)。この西砺波郡の実践は、「県結婚改善同志会の標準に地方事情を加味したもので結納金は年収の五分以内、式服調度品は同三割以内」となっていた(『大阪朝日新聞』富山版、1938年7月29日)。(2)

このように西砺波郡は独自の結婚改善運動を進めるが、東砺波郡でも庄下村が結婚改善同志会を結成して、10月25日、結成後最初の結婚式を挙行している。婚家は村内の「大家」であったが、その模様を『庄下村時報』は次のように伝えている。

村長ガ媒酌役ヲ勤メ新郎誓詞ノ代読モヤレバ知事祝辞ノ代読モヤツタノデアル 披露宴ハ県ノ結婚改善基準ニ從ヒ料理ハ宴席ニテ飲食スル程度ニ止メ新嫁ノ衣裳替モセズ所要時間ハ二時間デ午後八時ニ終了シ入籍手續モ当日終ツタノデアル 又衣裳調度品ノ披露ナキハ勿論、部屋見舞モ廢シ三ツ目五ツ目等ノ見舞節句針歳暮マデ断然廢止シタノデアル 又出入人ノ祝儀モ時ニ債權ヲ以テシ總テ約束時間ガ勵行サレタハ当然デアル。(3)

まさに、村長が先頭に立って結婚改善の実施に取り組んでいる姿勢が読み取れる。また、同郡南山見村では、同村出身で「満州」に移住した青年が、帰省中の1939年3月30日に結婚式を挙げるが、それは「新郎は質素な羽織袴姿、花嫁は白紋服、式後の披露は徹饌の神酒をほんの親しい親戚が頂くといふ程度、小橋同村々長が質素簡単なうちにも日本独自の味を盛たいとの心使ひから朗々と謡曲を誦して結婚式を意義づけ」という内容で、費用は2円50銭に抑え、「結婚同志会趣旨を如実に実行してこれに先鞭をつけ」るものであった(『越中新聞』1939年4月1日)。

同じく、同郡城端町でも、第2次国民精神総動員強調週間の生活刷新の日となった1938年2月12日には結婚改善同志会の会員募集をおこない(『城端時報』1938年2月11日)、町内の一角から「儀式は紋付着用で」という提唱がなされると、県社会教育主事藤田訓二は、それを結婚改善にも取り入れ青年団・婦女会に普及させようと意気込むが、その意義を「神事とか結婚といふ厳肅な儀式から洋服を駆逐しよう」という点に置き、「年に一度か二度しかない儀式のためモーニングと紋付の両方を用意してゐるといふ事は非常に不経済でもあり、輸入羊毛の節約・国産品の愛用のうえからも有意義であると説明している(『南砺時事』1938年4月5日)。結婚改善は、ともすれば観念的な運動に陥りがちであるが、この城端町の動向は、結婚改善が欧米文化の一掃という思想統制と経済統制の一環ともなっていることを示している。その後、城端町では6月10日に町役場で戦時下の生活改善に関する協議会を開き、申し合わせをおこなうが、そのなかで「婚儀に就ては可成富山県結婚改善同志会に加入し其の趣旨に基く事」を謳っていた(『南砺時事』1938年6月25日、『城端時報』1938年7月11日)。

一方、富山市では、前述したように同志会の結成が進まず、山崎定義市長が「音頭とりとなり、富山市内各種婦人団体に呼びかけ結婚改善同志会設立方を懇懇、時局的な生活改善強行方に注意喚起、協力を求めてみたが」、1938年5月になっても「永年の因習は打破されず、何らの改善実績もしめされない現状」であり、市長は「近く再び婦人団体、町総代、教育者などの参集を乞ひ、これが主旨徹底をはかるとともに具体的な実践方法を考究、豪華結婚閉出しの貫徹をはかることゝなつた」(『朝日新聞』富山版、1938年5月27日)。しかし、その後も県下の運動は進展せず、1939年5月になっても、結婚改善同志会が「未だ結成されない町村は富山市をはじめ五十四ヶ町村に上り、大童の運動も余り効果を得ない現状」であり、矢野兼三知事は「戦時下あらゆる部門に革新改善が叫ばれてゐるにもかゝらずこの理想案が実現されないのは遺憾であるとして近く未結成町

村に対して断乎結成促進の督促状を發し“なくなれ豪華結婚”運動の徹底を期する」一方（『大阪朝日新聞』富山版、1939年5月21日）結婚改善同志会員の結婚には知事の祝辞を送り「結婚改善思想をより啓発することになっている（『越中新聞』1939年5月15日）。そして、6月9日、結納は年収の5分以内、披露宴は1日、1回のみで2時間以内、午後11時以前に終了、新婦の衣裳替なしなどを内容とする「結婚改善要項」を知事から各市町村長にあらためて伝えた（『越中新聞』1939年6月10日）。こうした県の積極策を受けて、7月12日、県産業組合青年連盟は戦時経済座談会を開き、結婚改善に「違反したるものは断乎たる厳罰に処せねば何十年来の風習を打破することが出来ぬ」と強硬な姿勢を示している（『越中新聞』1939年7月14日）。

当時、富山県には241市町村が存在したので、結婚改善同志会未組織市町村が54ということは、組織率が77.6%に達していることになる。組織率のみならば、結婚改善運動は浸透していると言うことができるし、たしかに、その後、結婚シーズンとなった11月には「時変下に描く結婚模様は極めて質素、往年の越中豪華結婚の弊風はだんだんうすらぎ、挙式は派手から荘厳へ、そして披露宴は簡単になつてゆくのが非常結婚型」で、デパートに打診してみると「着物や調度の豪華なのは昔の夢です、そして調度品も国策代表品を使用されるの今年の傾向であり流行らしいです」と「朗らかに語つてゐる」と報じられるのであるが（『大阪朝日新聞』富山版、1939年11月7日）その一方で、大政翼賛会が結成され、精勤運動がそのなかに発展的解消を遂げていく1940年10月には「越中の豪華結婚の改善は多年県が音頭をとつて提唱され結婚改善同志会までも誕生したが未だ一向に結婚改善の効果はあがらず、ますます弊害を伴ふ傾向にあつてすべてが再出発をする新体制下にあつてこの現象は非常に悲しむこと」と報じられている（『大阪朝日新聞』富山版、1940年10月29日）。

前述にしたように、富山県結婚改善同志会設立当初、県社会課の渡辺以信は結婚改善への熱意について町村間の格差が大きいことを指摘していたが、そうした傾向は未だ克服されてはいなかったのである。こうした状況を打開すべく、1940年10月に、県総務部総力課（1939年4月21日に総務部に設置された国民精神総動員事務局が1940年6月19日に改組）では「虚礼、形式を一掃、冗費を節約、新体制下にふさはしい結婚観を県民に植ゑつける」ため、次のような「越中結婚標準版」の試案を作成した。

清楚厳肅な礼式に重点を置いて徹底的に虚礼を廃止し従来の媒酌屋と称するいはゆる職業的な媒酌を排し相互間に理解を持つた人が真剣に媒酌をする熱意をもつて当り、見合はこれまた劇場、料亭、食堂などにおいて行ふ慣例を廃して媒酌人の宅、または当事者の親戚宅などで行ひ接待は茶菓の程度として結納の際も接待は茶菓にして引出物はとりやめ結納金は廃し目録あるひは嫁名の預金通帳とする、結婚式は極めて清楚厳肅を建前として自宅あるひは神社、公共的な場所を利用、仏前または神前で行ふを原則とする、披露宴は最高一人当たり四円以内、酒は一人当たり二合、饗応時間は午後十時以内、また大盃、引出物はやめ記念写真もキヤビネ型以下、関係者への祝儀は三円以内、結婚式後におけるいはゆる三つ目五つ目の全廃、新婚旅行も出来得るかぎり取止め、村内、部落町内青年らに供出する祝儀、寄附金、酒などは全廃する一方調度品は資産状態と睨み合せて年収の三割程度を原則とする（『大阪朝日新聞』富山版、1940年10月29日）。

ここに、富山県が求める結婚改善の具体象が極めて細やかに示されている。すでに「富山県結婚改善標準要綱」がありながら、この時点で、あらためてここまで詳細に結婚改善の具体象を示さなければならないということは、まだ県民にその趣旨が徹底されていない証左であろう。翼賛運動の開始にともない、結婚改善の成果をあげようとする県の意図を認めることができる。市町村への結婚改善同志会の組織率は高くても、それに実行が伴っていないということになる。

さて、1941年2月28日、高岡市役所で大政翼賛会高岡市支部の初めての常会が開かれ、この場で「結婚、出産などの場合の改善申合せが、各町内会で区々になつてゐるので」これを統一することが決定された。結婚に関する統一された申し合わせは次のようなものである。

（見合）なるべく媒酌人の家で（結納）金とし年収の五分以内、引出ものは全廃し茶菓で饗応のこと

(式服調度) 仕度や土産ものの総額は年収の三割以内、式服は男子は洋服または羽織袴、女子は黒紋つき、普通着の場合は儀礼章をつける 衣服、調度品は実用品にとどめ余裕あるときは貯金または国債で持参のこと、髪は簡素な洋髪または島田髪とすること (挙式) 自宅または神社、公共の場所で簡素厳肅に行ふこと (饗宴と披露式) 料理は一人前最高五円、時間は三時間以内とし午後十時までに終ること、大盃を出さぬこと (贈答品) 三つ目、五つ目、七つ目の贈答品は全廃、年頭、中元、歳暮には贈物をやめ訪問だけとする (その他) 入籍手続挙式と同時に、十日以内に茶菓の程度で町内会の初顔合せをする。

県の「越中結婚標準版」の試案では披露宴の費用をひとり4円以内としていたが、ここでは5円以内とするなど微妙な相違はあるが、基本的には県の方針に沿う内容となっている。問題は、この統一された申し合わせをどう実行するかである。これについて、常会では「洩れなく各家庭に通じ違反するものがあつた場合は常会にはかつて適当に処置することとし、なほ婚約の相手方が市外の場合は町内会長より市の改善要項を相手方へ通告して協力を求めること」としている(『朝日新聞』富山版、1941年3月2日)。

結婚改善は、大政翼賛会富山県支部においても重要な課題となる。1941年3月28～29日に開かれた第1回富山県協力会議において、射水郡小杉町長近江善重と同郡連合婦女会副会長金木菊枝は「結婚改善要綱実践徹底二関スル件」を、また婦負郡細入村長中川長右衛門は「結婚改善決定二関スル件」をそれぞれ議題として提出している。前者は、それまでの「結婚改善標準要綱」、および2月に制定され、結納費は年収の5分以内、結婚費は年収の3割以内、そして披露宴の料理はひとり最高5円、酒は2合までとすることなどを明記した「富山県結婚葬祭新様式実践要綱」<sup>(4)</sup>が「兎角紙上ノ取定トメト墮スル傾向顕著」として「万難ヲ排シ実践第一主義ノ挙県一致体制ノ整備断行」を求めるもので、具体的には「各市町村ノ町内及部落二遍ク婦人常会ノ普及ヲ図リテ時局認識ノ徹底ヲセシメラレタキコト」「結婚改善要綱中最モ改善シ易キ事項及最モ改善ヲ要スル事項ヲ先ツ実践スルコト、シ重点主義ヲトラシメラレタキコト」「県ニ結婚改善ノ指導督励二関スル強力ナル特殊機関ノ設置ニツキ考慮セラレタキコト」の三点をあげていた。

また、後者は、結婚とは「光々シキ靈魂ノ結合」であり「黄金即チ死物ヲ対照トスベキデハナイ」にもかかわらず、結婚をめぐる「本県ノ現状ハ幾度カ之レガ改善ヲ叫バレタルト雖モ未ダ旧套ヲ脱シ居ナイ」と述べ、「結婚仕度用ハ婚家(貰フ方)ニ於テ負担スルコト」「披露ハ最モ簡素ニシテ両家ノ折半トスルコト」を求めた。<sup>(5)</sup>両者とも、結婚改善の成果はあがっていないという認識である。近江は「申合違反ニ対スル厳罰ナリ時局認識徹底ヲ要ス」とまで発言している。<sup>(6)</sup>

また、1941年9月29～30日の第2回富山県協力会議においても、中川長右衛門は「臨戦態勢下ニ於テノ厚生問題解決上特ニ採ルベキ方策二関スル件」を提議し、そのなかで「富山県結婚葬祭新様式実践要綱ニ基イテ実行シテ居ル町村ニ対シテ県ニ於テ実行表示ノ標柱ヲ該当町村ニ建設アリタイ」と求めた。中川にとり、婦負郡下の町村では結婚改善を実行しているという自負があり、実行していない市町村に対し、それを誇示したいという意識があったのでろう。<sup>(7)</sup>

さらに、1942年9月17日の第3回富山県協力会議でも、下新川郡西布施村の光覚坊住職大谷清瑞と、かつて日本基督教婦人矯風会富山支部長として廃娼運動で活躍した富山市在住の星カツエとにより、結婚改善について言及された。大谷は「戦時生活刷新上に関し要望の件」のなかで「結婚改善同志会の規約を再検討し其の実践力を強化すること」を求め、その理由として結婚改善について「或る箇所では勿論之を強度に実践されて居る所もありますが、未だに十分実践されて居らぬ所が多い現状」をあげている。この点については、星が「国力の伸張に最も重大なる責務を持つ家庭教育の強調について」という議案のなかで、「結婚仕度改善上市内と町村の相違」として具体的に「田舎の方……部落の方面では、是非之を守りませうと可なり実行に移して居られる所も多いやうでございますが、富山市と高岡市とが未だに是が実行されて居りませぬ」と指摘している。<sup>(8)</sup>大谷と星の発言により、結婚改善の実行には地域格差、換言すれば都市部と郡部の格差が大きかったことがわかる。

たしかに、大政翼賛会東砺波郡支部では、1941年7月に「戦時生活改善徹底要綱」を作成、「七月二十九日郡内町村婦人団体長会議ニ協力方ヲ要請シ尚八月十八日井波町瑞泉寺会館ニ於テ開催ノ町村支部錬成講習会（出席者、各町村支部役員、部落会、町内会長約八百名）ニ於テ詳細説明ナシ其ノ一斉実行ヲ促」しているが、その要綱の結婚の項目では、結納が成立したら部落町内会長に届け、部落町内会長は町村長に報告するなど、結婚改善の規定が詳細に記されていた。<sup>(9)</sup> 同郡南山田村では1937年から結婚費の総額を50円に抑える産業組合による組合結婚を始めていたが、1942年までに45組の結婚を成立させていた（『朝日新聞』富山版、1943年1月23日）。

また、下新川郡では1942年の秋の結婚シーズンを前に、町村ごとに結婚の節約費で国債を買うように奨励され（『朝日新聞』富山版、1942年9月1日）、上新川郡上瀧村の川端町内会では、町内会長の「承認がなければ結婚式があげられぬといふ不文律」が存在し、町内会長がすべて収入に合わせて費用を決めていたというし、同郡新保村友杉地区では、結納は年収の5分以内、調度は3割以内と決め「造反者は一人もない」ということであった（『朝日新聞』富山版、1943年1月23日）。

これに対し、富山市では、1941年において、結婚に際しては大政翼賛会富山市支部の「協力会支部長まで申出て指揮を受け時局下に相応しい婚礼式を挙げること」なつてゐるが、これがなかなか実行されず」という状況で、1940年12月から1941年4月末までに「市役所で受理した婚姻届七百九十八組のうち協力会支部長に申出て挙式したものは僅かに二十組で市内の婚礼は依然旧体制の域を脱してゐない」と慨嘆されている（『朝日新聞』富山版、1941年5月14日）。こうした新聞記事を比較する限り、星の主張には首肯できるのである。

1940年2月段階で、精勤運動の実践事例として結婚改善を県に報告しているのは、上新川郡の大久保町・月岡村、中新川郡の早月加積村・下段村、下新川郡の下野方村、婦負郡の鶴坂村、射水郡の片口村・大島村、氷見郡の八代村・藪田村・女良村、東砺波郡東野尻村、西砺波郡鷹栖村・林村の14町村に過ぎない。<sup>(10)</sup> これらの事実を考慮するならば、県の意図に反して、結婚改善運動は県下全域には浸透せず、熱心に取り組んでいたのは数えるほどの町村に限定されていたと結論付けることができるのである。

## 註

- (1) 富山県編『国民精神総動員実施概要』1輯（1940年2月）118頁・135頁・206頁・211～212頁・240頁・246頁。
- (2) 西砺波郡では、このほか鷹栖村でも「鷹栖生活改善実行委員会実行要目」のなかで「婚姻は意義を重んじ濫費を避けませう」と述べ、「結納は分相応を守り、年所得の百分の五を超えないこと」「調度をはこぶのに行列を廃すること」「儀式には一切紋付を以てし袴褌や暖簾・重掛の如きは絶対に之を廃すること」「婚姻披露は近親・親友のみに止め、組内に祝酒を贈る意志ある者に限り、適当なる団体に応分の寄付をなすこと」「祝儀・部屋見舞を廃し、土産物はなるべく家族内に止めること」「祝配は三ツ目の一度限りとし、赤飯若しくは餅丈けを親戚及近隣に配ること」「努めて婚姻と同時に入籍の手続きをなすこと」「婚姻後必要の衣類は、なるべく里方に厄介をかけざること」の8項目をあげている。なお、この要目の制定年は不詳である（富山大学日本海経済研究所蔵「鷹栖村役場文書」 砺波市史編纂委員会編『砺波市史』資料編3巻、砺波市、1993年、413～414頁）。
- (3) 「結婚改善ノ嚆矢」（『庄下村時報』1938年11月号 砺波市立郷土資料館蔵「庄下村役場文書」 45）。
- (4) 「『娘三人身代限り』結婚葬祭に県新様式決定」（『井波町報』62号、1941年2月）1頁。
- (5) 第一回富山県協力会議「会議員提出議案」（「県協力会議関係書ノ一」 砺波市立図書館蔵「根尾文書」）18～19頁。
- (6) 大政翼賛会富山県支部「第一回富山県協力会議記録」（砺波市立図書館蔵「根尾文書」）8頁。
- (7) 大政翼賛会富山県支部「第二回富山県協力会議議案及資料」（砺波市立図書館蔵「根尾文書」）28頁。
- (8) 大政翼賛会富山県支部「第三回富山県協力会議議案」、7～8頁、同「第三回富山県協力会議議録」（砺波市立図書館蔵「根尾文書」）26頁・29頁。
- (9) 大政翼賛会東砺波郡支部「東砺波郡支部第二回協力会議々題処理概要報告」（砺波市立図書館蔵「根尾文書」）5～6頁。
- (10) 富山県編前掲書、340～342頁。

おわりに

富山県において、結婚改善運動の浸透には地域各差が大きく、県下全域でそれまでの華美な結婚が一新されたわけではない。少なくとも、結婚改善運動においては、精勤運動の課題でもあった国民の「平準化」「平等化」が実現されていない。しかも、こうした結果は富山県のみではなかった。1941年6月16日～20日に開かれた大政翼賛会の第1回中央協力会議では、千葉県市原郡農会長星野懿吉が結婚改善について「東京方面の人との婚礼といった場合になると全く攪乱されてしまふ」と不満を吐露し、静岡県織物工業組合理事長加茂喜一郎は、自分が出席した外務省官吏の娘の結婚式が華美であったことを指摘し、「中央部に於て、しかもお役所に関係する方々がさういふやうなことをなさる以上は、国民に如何に自肅を迫り、刷新を警告致しましても、それは容易に行はれないことだ」と歎いた。同じく、愛知県から出席した豊橋商工会議所会頭河合孜郎も「都会に於きましては依然相当派手であることを私共目撃を致して居ります」と発言している。<sup>(1)</sup>1943年7月14日～16日に開かれた大政翼賛会の第4回中央協力会議の場でも、岡山・三重・奈良・新潟・群馬・鳥取各県の冠婚葬祭の刷新状態を視察した岡山県翼賛壮年団総務の松田貢が、その実践が進んでいない現状を歎き、その理由について、「冠婚葬祭のことはすべて信仰そのものの結晶であるといふことまた民族的、歴史的、殊に郷土史的に発達し、そこに尊い幾多の美風の存することと、更に人間愛の道義に基づく感情生活の強い流れの<sup>マ</sup>あ<sup>マ</sup>こと等のその伝統に押し込まれました」と説明している。<sup>(2)</sup>富山県のみならず、全国的に結婚改善はその掛け声ほどには実践されていなかったのである。

日本ファシズムは、信仰 国家神道 に裏付けられた「民族的、歴史的」優越性を根拠に、イエ 郷土 国家を結ぶ偏狭なナショナリズムを鼓舞するものでもあった。そうである限り、単なる儉約に止まらずイエの格の「平準化」「平等化」を進める結婚改善運動は、そうしたファシズムの基盤と大きな矛盾を内包していたことになる。わたくしは、精勤運動が儉約や貯蓄、国産品愛用などの面では一定の成果をあげつつも、結婚改善という家格・資産などの地域における伝統的価値感に関わる問題で成果をあげ得なかったのは、この矛盾に由来するものであったと考える。

#### 註

- (1) 大政翼賛会編『第一回中央協力会議会議録』(1941年) 717頁・720頁・722頁。
- (2) 大政翼賛会編『第四回中央協力会議会議録』(1943年) 430頁。

なお、小稿作成においては、井波町立図書館・城端町立図書館・高岡市立中央図書館・砺波市立郷土資料館・砺波市立図書館・富山県立公文書館・富山県立図書館を利用させていただいた。特に、砺波市立郷土資料館では「庄下村役場文書」の閲覧について、また砺波市立図書館では「根尾文書」の閲覧について、それぞれたいへん便宜を図っていただいた。以上のことを付記し、謝意に代えたい。